

子育て家庭を応援します

妊娠 & 出産 した方に

出産・子育て応援給付金



出産応援金…妊娠の届出時に面談を行い、申請すると5万円が支給されます。

子育て応援金…出産後の赤ちゃん訪問時に面談を行い、申請するとお子さん1人につき5万円が支給されます。

経済面での負担を軽減するため、応援金を支給します！

令和4年4月1日～12月31日に
妊娠届出または出産した方

➡ 対象者の方には、個別に通知します。手続きや支給方法の詳細は、通知内容をご確認ください。

令和5年1月以降に妊娠届出または出産した方

➡ 対象者の方には、個別に通知します。手続きや支給方法の詳細は、通知内容をご確認ください。
また、準備が整いしだい順次、窓口での妊娠届出時の面談及び出生後の赤ちゃん訪問で、申請手続きをご案内します。

支給額

妊娠届出時	5万
出産後	5万
※生まれたお子さん1人につき	
合計	10万

妊娠中・出産後の相談をより充実させます！

妊娠届出時、妊娠8か月頃（面談は希望者）、赤ちゃん訪問（産後1～2か月頃）の際に、アンケートや面談を実施し、お話を伺いながら出産や育児について支援をしていきます。

■問い合わせ先 健康増進課 ☎(32)8905

◆◆ 新型コロナウイルス感染症について ◆◆

新型コロナウイルス感染症の罹^り患後症状

新型コロナウイルス感染症の治療や療養が終わった後、感染性がなくなったにもかかわらず、療養中にみられた症状が続いたり、新たに症状が出現したりするなど、様々な罹患後症状（いわゆる後遺症）がみられる場合があります。WHO（世界保健機関）では、後遺症を「症状が2か月以上持続し、他疾患による症状として説明がつかないもの。感染し発症から3か月経った時点でもみられる」と定義しています。

新型コロナウイルス感染症の後遺症の代表的症状として、次のようなものがあります。

- ・疲労感・倦怠感^{けんたい} ・関節痛 ・筋肉痛 ・せき、たん ・息切れ ・胸痛 ・脱毛 ・記憶障害 ・不眠
- ・集中力低下 ・頭痛 ・抑うつ ・嗅覚障害 ・味覚障害^{あじ} ・動悸^{どうき} ・下痢 ・腹痛 ・睡眠障害

体調不良が続くと感じたら、まずはかかりつけ医や診断・治療を受けた医療機関など、身近な医療機関にご相談ください。後遺症相談対応医療機関一覧は、県ホームページから確認できます。

また、かかりつけ医を持たない、対応が難しいなどの場合には、下記の相談窓口へご相談ください。

コロナ後遺症相談センター ☎0570(783)383（土日・祝日含む午後3時～9時）

■問い合わせ先 健康増進課 ☎(32)8905